

5 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第74号を発行させていただきます。

10連休はどのように過ごされましたでしょうか。私は連休明けの仕事の段取りや事務所便りの作成で作業をした日も多かったので、10連休の実感はありませんでした。

今月も西国三十三所巡りで参拝に訪れたお寺の写真を掲載いたします。



(写真は、西国第25番札所播州清水寺です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税軽減税率について その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その11** を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税軽減税率 について その1

消費税率の引上げと消費税の軽減税率が今年の10月から実施される予定ですので、今月から消費税の軽減税

率について国税庁にて作成されている「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」を中心にご紹介させていただきますこととします。

Q、水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲用水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象なりません。

Q、氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食

品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

Q、ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりません。

また、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。



(写真は、西国第25番札所播州清水寺です)

Q、お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません。

Q、ノンアルコールビール、甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

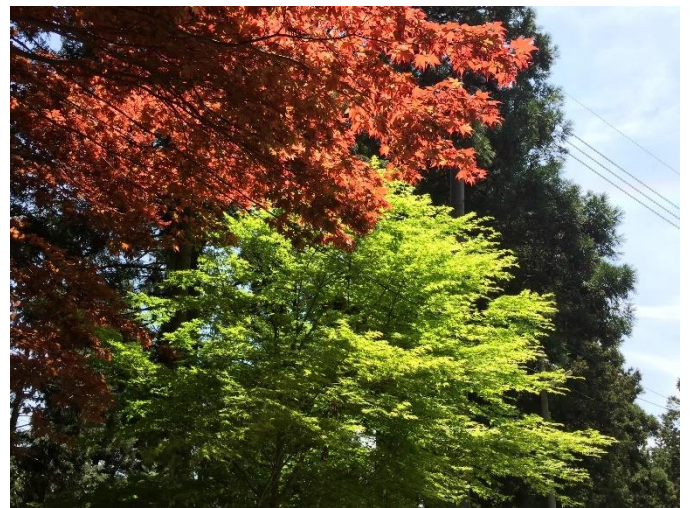
A ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適

用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

Q、栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬品外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。



(写真は、西国第25番札所播州清水寺の境内です)

Q、自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています。

個別事例の方が理解していただき易いかと判断してご紹介させていただいております。来月も引き続きご紹介

させていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・国税庁リーフレット 「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）」



(写真は、西国第25番札所播州清水寺の境内です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

節税保険関連

日経新聞に「返戻率 50%超は損金算入に制限 節税保険で国税庁」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国税庁は、生命保険各社が節税対策になると販売していた中小企業の経営者向け保険について、課税ルールの見直し案を発表した。
- ・**解約時に戻ってくる保険料の割合を示す返戻率が 50%以下の契約は保険料の全額損金算入を認めるが、節税効果の大きい 50%を超える場合には損金に算入できる割合を制限。過熱した節税保険ブームに歯止めをかける。**
- ・見直し前の契約に遡っては適用しない方針だ。
- ・節税効果を過度に強調した商品開発や販売競争が激しくなり、国税庁や金融庁が問題視していた。
- ・見直し案では、返戻率が最高で 50%から 70%以下の

場合は損金に算入できる割合を 6 割、70%から 85%以下の場合には 4 割にそれぞれ制限する。85%を超える場合にはさらに制限し、過度な節税を予防する。

などと書かれておりました。

*先月号にて節税保険の販売停止の新聞記事をご紹介させていただきましたが、その見直し案が発表されたので、取り上げさせていただきました。節税目的で生命保険に加入するメリットはなくなります。



(写真は、西国第25番札所播州清水寺の境内です)

マイナンバー関連

日経新聞に「医療費控除手続き簡素化 マイナンバー活用 21 年分から」、「医療費・保険料控除 マイナンバーで申告容易に 政府税調が方針」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府税制調査会は 4/24 に総会を開き、医療費が一定額を超えたときに税負担を軽くする医療費控除などの手続きを自動化する方針を確認した。
- ・政府は 21 年 3 月にマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする方針だ。
- ・**新システムは保険診療のデータを持つ社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会のシステムを政府が運営する「マイナポータル」のシステムとつなぐ。国税庁のシステムとも連携し控除の申告を完全に自動化する。**

- ・現在、マイナンバーカードがあれば「マイナポータル」を通じてネット上で行政サービスの利用などを申請できる。
- ・カードの普及が進めば書類や対面での行政手続きを原則、全廃できる可能性がある。民間サービスにも広げれば、例えば引っ越しの際に役所に転出入届を提出するだけで電気・ガスや郵便物の転送、運転免許証の住所変更などが一括してできるようになる。

などと書かれておりました。

*マイナンバーカードを利用すると行政サービスが簡便になってくるようです。税務手続きにもマイナンバーカードが必要になってきますので、そろそろマイナンバーカードの取得をしないといけないと思っています。



(写真は、西国第25番札所播州清水寺の鐘楼です)

4 習慣をちょっと変えてみる その11

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「しなやかな心をもつ—苦労は誰のためにするのか」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・心を強くする方法のひとつが、掃除です。

・掃除は、頭も使いますが体も使います。頭で知る苦労も大事ですが、体で知る苦労は、より人の心を強くしてくれるもの。

・朝早く起きて、掃除をする。それも、掃いたり水拭きしたり、寒い時期は誰でもつらい。しかし、掃除が終わり、きれいに整えられた場に身を置いた瞬間の心は清々しい。これは自分で掃除をしなければ実感できません。

・苦労と我慢をするのは誰のためかと言えば、それは自分自身のため。

・頭と心と体すべてで苦労を知ると、人は必ず強くなります。どんな状況でもしなやかな生き方ができるようになります。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、掃除をこまめにするのが苦手だからです。掃除をすることで心を強くすることができるのなら定期的に掃除をして部屋を綺麗に保ってしなやかな心を手に入れたいと思います。

皆さんの何かご参考になれば幸いです。

【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明 (ますのしゅんみょう) 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

5 編集後記

GW中に西国三十三所巡りで播州清水寺に行ってきました。これまでに播州清水寺には2回参拝に行ったことがあったのですが、まだ西国三十三所巡りの御朱印をいただいていたので、3回目の参拝に行くことになりました。よく分かりませんが、播州清水寺には何かご縁があるのかもしれません。

10連休の半分は仕事をしていたので、ゆっくり出来ずに終わってしまった感じです。個人事業をしているとなかなかまとまった休みを取るのには難しいと感じます。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。